

審議会等の会議録

審議会等名	令和5年度第3回海老名市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和5年12月25日(月)9時58分から11時30分まで
場所	海老名市役所 401会議室
出席者	海老名市国民健康保険運営協議会 委員7名 鈴木委員、小林委員、市川委員、田中委員、前田委員、澤地委員、太田委員 事務局 5名 保健福祉部長 伊藤 修 保健福祉部次長(健康・保険担当) 小松 幸也 国保医療課長 青野 昌樹 国保医療課 国保年金係長 小野 健太郎 国保医療課 国保年金係主査 石川 淳一
傍聴人数	0名
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 <input type="checkbox"/> 非公開
一部非公開・非公開の理由	
議題	(1) 海老名市国民健康保険税の税率等の見直しについて(諮問) (2) 海老名市国民健康保険データヘルス計画(第2期)に係る令和4年度実施計画の外部評価について (3) 海老名市国民健康保険条例の一部改正について(報告) (4) 海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について(報告) (5) その他
資料	1 海老名市国民健康保険税の税率等の見直しについて 1-2 保険税の見直しを必要とする要因 1-3 税率等の変遷の経過 1-4 県内市町村の税率等の分布図 1-5 加入者モデル世帯 2 データヘルス計画に係る令和4年度実施計画の外部評価について

	2-2 外部評価とりまとめ
	3 海老名市国民健康保険条例の一部改正について
	3-2 海老名市国民健康保険条例新旧対照表
	4 海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について
	4-2 海老名市国民健康保険税賦課徴収条例新旧対照表

○会議の内容（意見及びそれに対する回答）

1 開 会
2 諮問
3 市長あいさつ
<p>【市長あいさつ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営協議会への出席、日頃からの国保運営に対する協力へのお礼。 ○ 令和6年度からの国民健康保険税率等について、諮問させていただいた。 ○ 平成30年度の国保制度改革に伴い、都道府県が将来的な保険税負担の標準化を進めるため、市町村は、県が示す標準保険料率を参考に税額を決定することになった。 ○ 一方で、県の運営方針では、決算補てん等目的の法定外繰入金を解消、削減すべき費用であるとしている。 ○ これまで、本市では標準保険税率に近づくよう、税率等の見直しは適時行ってきたが、標準保険税率と本市の保険税率には乖離が生じている。 ○ 現在、本市においては、来年度の予算編成に取り組んでいるところだが、国民健康保険税の税率等の見直しをさせていただきたく、本諮問について、審議をお願いしたい。 ○ 今後とも国保事業の適正な運営に向けて努力してまいる所存。 ○ 委員みなさまにおかれましても、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。
4 会長あいさつ
<ul style="list-style-type: none"> ○ ただいま、市長より国民健康保険税率等の見直しについて諮問がなされた。 ○ 国民健康保険制度の取り巻く環境が厳しい状況にある。 ○ 諮問事項に対し、国保運営の一翼を担う組織として、委員みなさまのご意見等をいただきながら、真摯に議論・検討をしていく。
5 議題
<p>以後の議事は、国保運営協議会規則第4条に基づき、市川会長が進行。</p>

【会 長】	議題（１）、海老名市国民健康保険税の税率等の見直しについて、事務局に説明を求める。
【事務局】	資料１、１－２、１－３、１－４、１－５に基づき、事務局：小野係長より説明。
【委 員】	物価高で生活が苦しくなっている状況で、この上げ幅は影響が大きすぎる。１年ごとに今回の見直し案の半分ずつ上げるなど、段階的に引き上げてはどうか。
【事務局】	段階的に引き上げて標準保険料率に近づけるよう、見直しを行う。１月に再度見直し案を示す。
【委 員】	年額保険税の支払いが所得の１０％以上になると生活が厳しくなる。配慮が必要。
【事務局】	被保険者の負担に配慮して見直しを行う。
【委 員】	令和６年度以降の将来推計で、今回の見直し案のまま引き上げると税収等がどうなるかを示すと、説明が付きやすい。
【事務局】	１月の第４回運営協議会の開催時に、説明させていただく。
【会 長】	議題（２）、海老名市国民健康保険データヘルス計画に係る令和４年度実施計画の外部評価について、事務局に説明を求める。
【事務局】	資料２及び資料２－２に基づき、事務局：小野係長より説明。
【委 員】	要介護になる前、なるべく若いうちから予防目的で健診を受診してもらおうよう、適切なタイミングで積極的な声掛けが必要。
【事務局】	特定健診未受診者に対する勧奨を引き続き行う。
【委 員】	ジェネリック医薬品が増えてくると、先発医薬品が売れなくなり、開発元が薬を作らなくなる。現在、特に小児用の咳止め、去痰剤が不足している。薬が不足していることに関する相談は市に寄せられているか。 重複多剤について、薬を重複して処方してもらうため、おくすり手帳を複数所有している患者がいる。マイナ保険証で調剤状況の把握ができるが、使用率は約４％と低い。また、データがアップデートされていないと照会をかけても情報を取得できない。この点について、現状と課題を教えてほしい。
【事務局】	明日、重複多剤の対象者に対し、今年初めての訪問指導を予定している。
【会 長】	議題（３）、海老名市国民健康保険条例の一部改正について、事務局に説明を求める。

【事務局】	資料3、3-2に基づき、事務局：小野係長より説明。
【委員】	特になし
【会長】	議題（4）、海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について、事務局に説明を求める。
【事務局】	資料4、4-2に基づき、事務局：小野係長より説明。
【委員】	特になし
5 閉会	
議事が終了したことから、事務局が進行。	
【副会長あいさつ】	
○ 今回は、令和4年度から据え置いていた、国民健康保険税率等の見直しと のことです。	
○ 冒頭、内野市長から諮問がなされましたが、次回1月9日開催の運営協議 会において、審議をいたしまして、答申内容をまとめたいと思いますので、よ ろしくお願いいたします。	

令和5年度 第3回海老名市国民健康保険運営協議会 次第

- 日 時 : 令和5年12月25日(月) 10時00分から
- 会 場 : 海老名市役所 4階 401会議室

1 開 会

2 諮 問

3 市長あいさつ

4 会長あいさつ

5 議 題

- (1) 海老名市国民健康保険税の税率等の見直しについて(諮問)

【資料1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5】

- (2) 海老名市国民健康保険データヘルス計画(第2期)に係る令和4年度実施計画の外部評価について

【資料2, 2-2】

- (3) 海老名市国民健康保険条例の一部改正について(報告)

【資料3, 3-2】

- (4) 海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について(報告)

【資料4, 4-2】

- (5) その他

6 閉 会

海老名市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和5年7月1日現在)

構成	氏名	任期	出席
国民健康保険医 又は国民健康保険 薬剤師を代表する委員	タカハシ ユウイチロウ 高橋 裕一郎	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	×
	スズキ アキラ 鈴木 彰	令和5年7月1日 ～令和7年3月31日	○
	コバヤシ ショウジ 小林 庄司	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	○
公益を代表する委員	イチカワ トシヒコ 市川 敏彦	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	○
	タナカ アキオ 田中 昭雄	令和4年12月1日 ～令和7年3月31日	○
	マエダ ヨウコ 前田 洋子	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	○
被保険者を 代表する委員	ウシムラ リツコ 牛村 律子	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	×
	オオヤ ミチコ 大矢 美知子	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	×
	サワチ フサエ 澤地 房枝	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	○
被用者保険を 代表する委員	オオタ マドカ 太田 円	令和4年4月1日 ～令和7年3月31日	○

国保制度改革により、都道府県が将来的な保険税負担の平準化を進め、都道府県が示す標準保険料率を参考に税額を決定することとなり、また、法定外繰入金について、解消・削減すべき費用であるとする運営方針が示されています。

見直しにおいては、標準保険料率に近づくように税率等を見直すとともに、法定外繰入金の削減に向けた取り組みがされており、本市においても、将来の財政状況を踏まえ、保険税率の引き上げを提案し、本協議会に諮問させていただきます。

見直しを必要とする要因【資料1-2】

1 被保険者数の減少と1人あたりの医療費の増加

高齢者医療制度への移行等により、本市の被保険者が減少しており、令和6年10月時点において24,640人、10年前の平成25年度では36,003人と約2割減となっています。また、被保険者の年齢階層別では、70歳から74歳の割合が約26.9%と一番多く、その次に65歳から69歳の年代が約20.1%となっており、高齢者の加入割合が高い状況です。さらに、医療費の増加傾向にあります。これを一人あたりに換算すると、被保険者の減少に伴い、平成25年度以降、増加傾向にあります。

2 一人あたりの国民健康保険事業費納付金（以下、納付金）の増加

一人あたりの納付金に算定される納付金を財政運営の責任者である県に対して納付していること、一人あたりの医療費の増加に伴い、一人あたりの納付金額も増加しています。

3 国民健康保険税の収入減少に伴う赤字補てん等目的の法定外繰入金の増加

令和2年度に策定した赤字削減計画に基づき、これまで計画的かつ段階的に削減を図ってきましたが、今年度において、国民健康保険税の収入減少が顕著です。収支の不足分については、決算補填等目的の法定外繰入金が増加しているため、削減は困難な状況です。

	医療分			後期分			所 得 割 (%)
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	
現行税率等	5.50	23,700	18,600	2.20	9,500	7,600	
R6 見直し案	6.06 (+0.56)	28,000 (+4,300)	21,500 (+2,900)	2.60 (+0.40)	12,000 (+2,500)	9,400 (+1,800)	(-)
(参考) R5標準保険 料率	6.06	28,048	21,507	2.60	12,070	9,433	

3 本市における税率等の変遷【資料1-3】

平成20年度以降、これまで3回の見直しを実施しており、令和6年度標準保険料率に近づける2年おきに見直しを行っています。

4 県内各市の状況【資料1-4】

現行の保険税率等は、介護分における均等割及び平等割は県平均値を参考に設定されていますが、見直し案に改定した場合、医療分の所得割を除き、県平均値よりも高くなります。

県内各市においては、次年度に向けて税率等の引き上げを予定しています。これに伴い県平均値が上がるのが想定されます。

5 モデル世帯における影響【資料1-5】

現在の国民健康保険加入世帯18,079世帯のうち、世帯構成人数が最も多い約31%の世帯が年間3,500円の増額となっております。

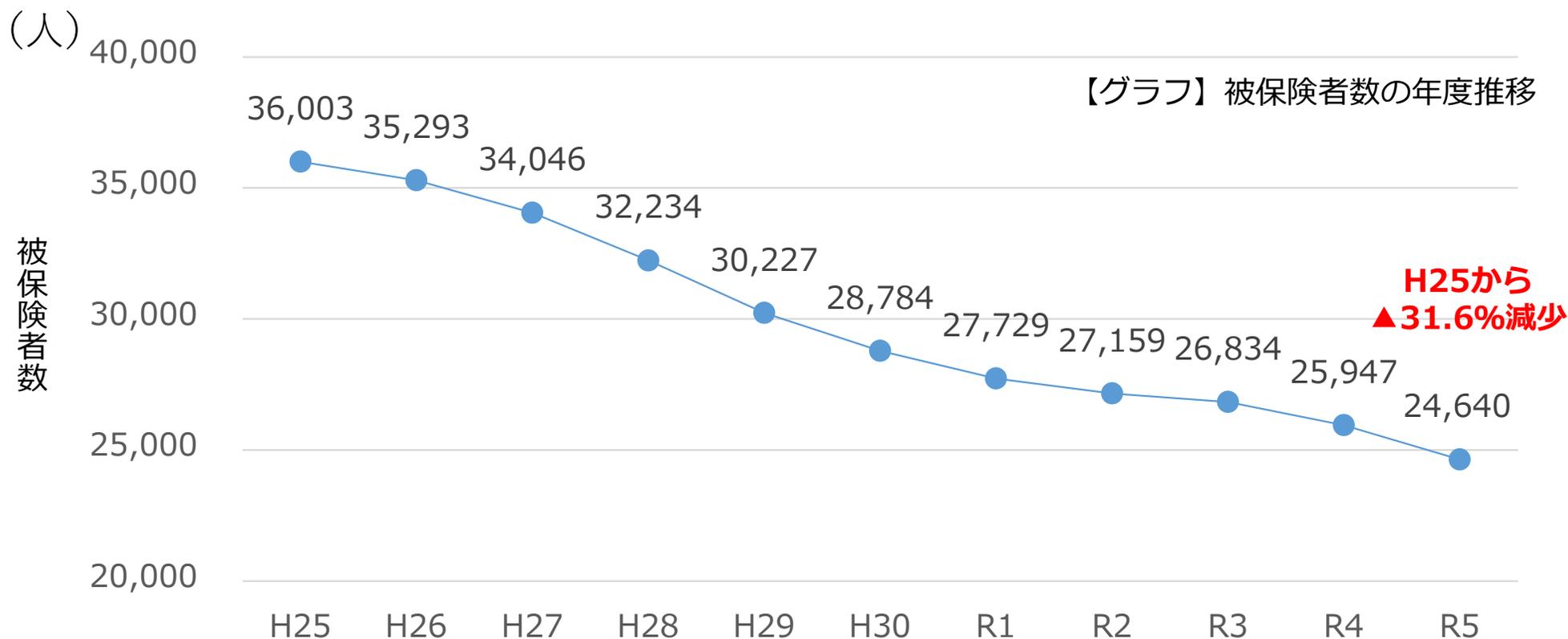
6 今後のスケジュール

- 令和5年12月25日 第3回国民健康保険運営協議会（諮問）
- 令和6年1月9日 第4回国民健康保険運営協議会
- 令和6年1月16日 国民健康保険運営協議会（答申）
- 令和6年1月17日、23日 庁議（政策会議・最高経営会議）
- 令和6年2月26日 海老名市国民健康保険税賦課徴収条例改正案の議会上程
- 令和6年4月1日 海老名市国民健康保険税賦課徴収条例改正案の議会上程

被保険者数の減少と1人あたりの医療費の増加

(被保険者の年度推移)

- ・平成25年度以降、本市の被保険者数は、増加することなく**減少傾向**にある。



※被保険者数は、H25からR4は年度平均、R5はR5.12.1時点

保険税率等の見直しを必要とする要因

被保険者数の減少と1人あたりの医療費の増加

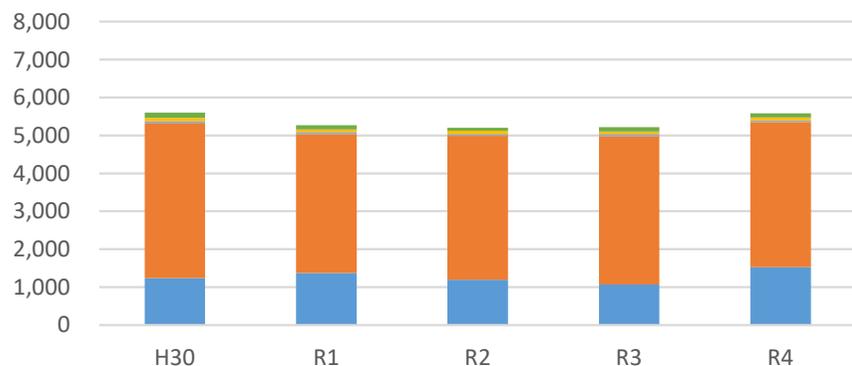
(被保険者の減少要因)

- ・ 社会保険への加入や離脱よりは**後期高齢者医療制度への移行**が要因。

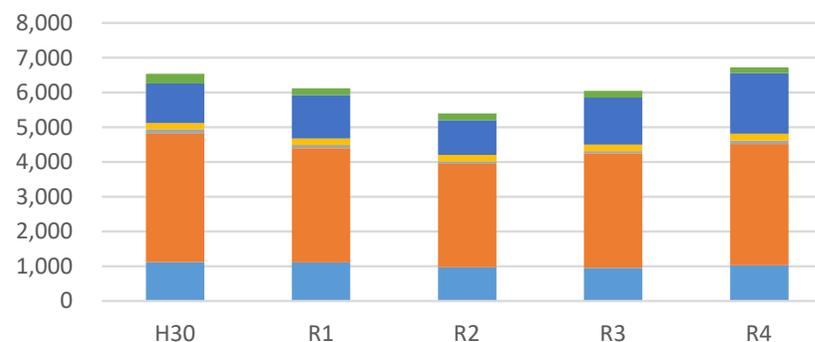
【表】被保険者数の増加及び減少要因

	増加の要因							減少の要因							差引 (①) - (②)
	転入	社会保険 離脱	生活保護 廃止	出生	後期高 齢者離 脱	その他	合計 (①)	転出	社会保険 加入	生活保 護開始	死亡	後期高 齢者加 入	その他	合計 (②)	
H30	1,235	4,077	67	86	0	136	5,601	1,120	3,694	129	176	1,146	274	6,539	▲ 938
R1	1,377	3,646	65	78	1	103	5,270	1,111	3,292	91	181	1,249	196	6,120	▲ 850
R2	1,195	3,795	52	81	1	79	5,203	972	2,974	76	184	1,002	188	5,396	▲ 193
R3	1,068	3,908	61	68	3	115	5,223	949	3,303	59	192	1,347	201	6,051	▲ 828
R4	1,529	3,817	52	86	1	102	5,587	1,030	3,489	100	193	1,748	169	6,729	▲ 1,142

(人)【グラフ】被保険者数の増加及び減少要因



(人)



■ 転入 ■ 社会保険離脱 ■ 生活保護廃止 ■ 出生 ■ 後期高齢者離脱 ■ その他

■ 転出 ■ 社会保険加入 ■ 生活保護開始 ■ 死亡 ■ 後期高齢者加入 ■ その他

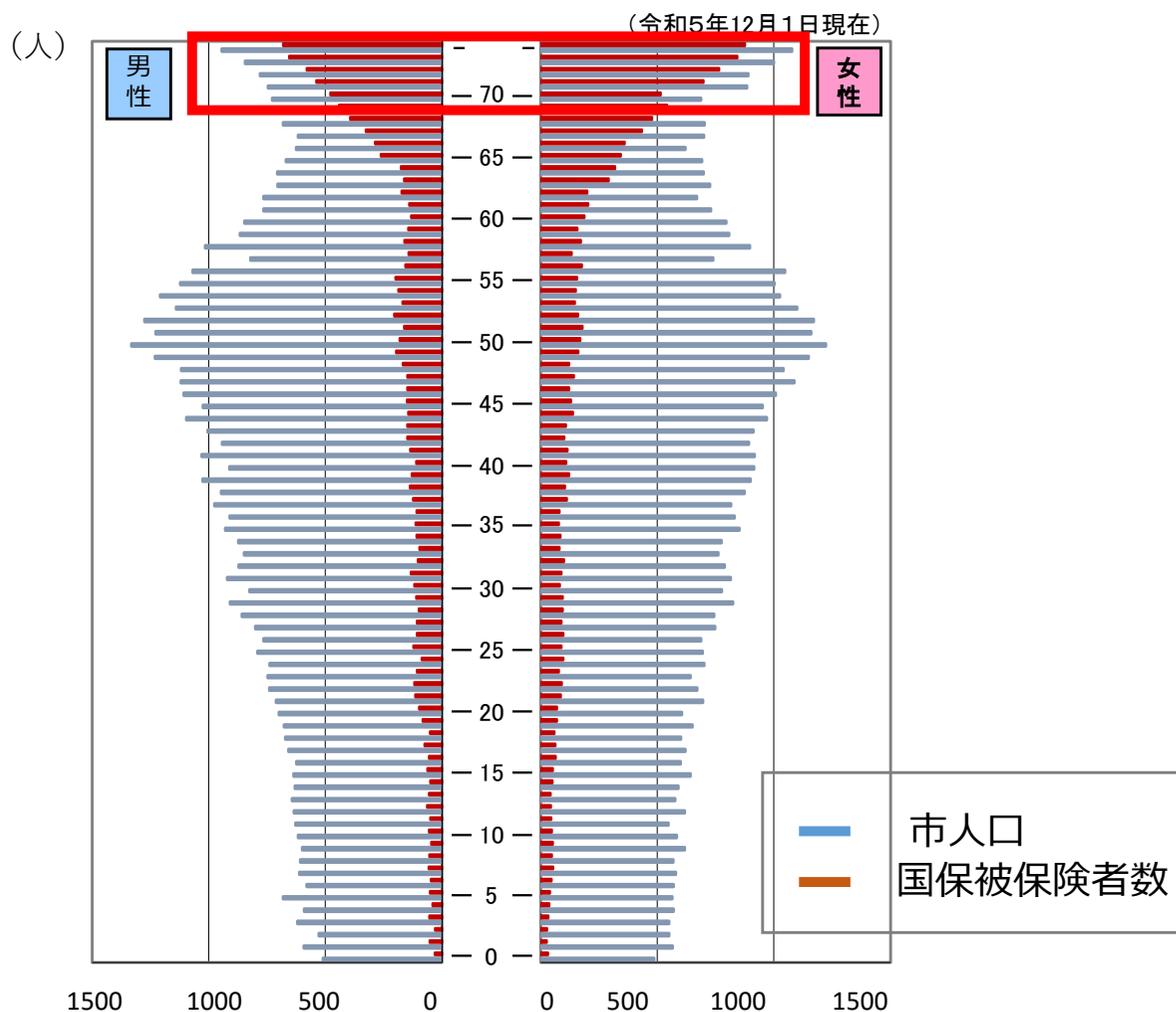
保険税率等の見直しを必要とする要因

被保険者数の減少と1人あたりの医療費の増加

(被保険者の年齢構成)

- ・ 全年齢区分の中で、**70歳から74歳の加入割合が一番高い。**

【グラフ】市人口及び被保険者数の年齢構成



【表】市人口及び被保険者数の年齢構成

年代	人数 (人)	構成割合 (%)
70-74	6,631	26.9
65-69	3,870	15.7
60-64	1,987	8.1
55-59	1,601	6.5
50-54	1,714	7.0
49以下	8,837	35.8
合計	24,640	100.0

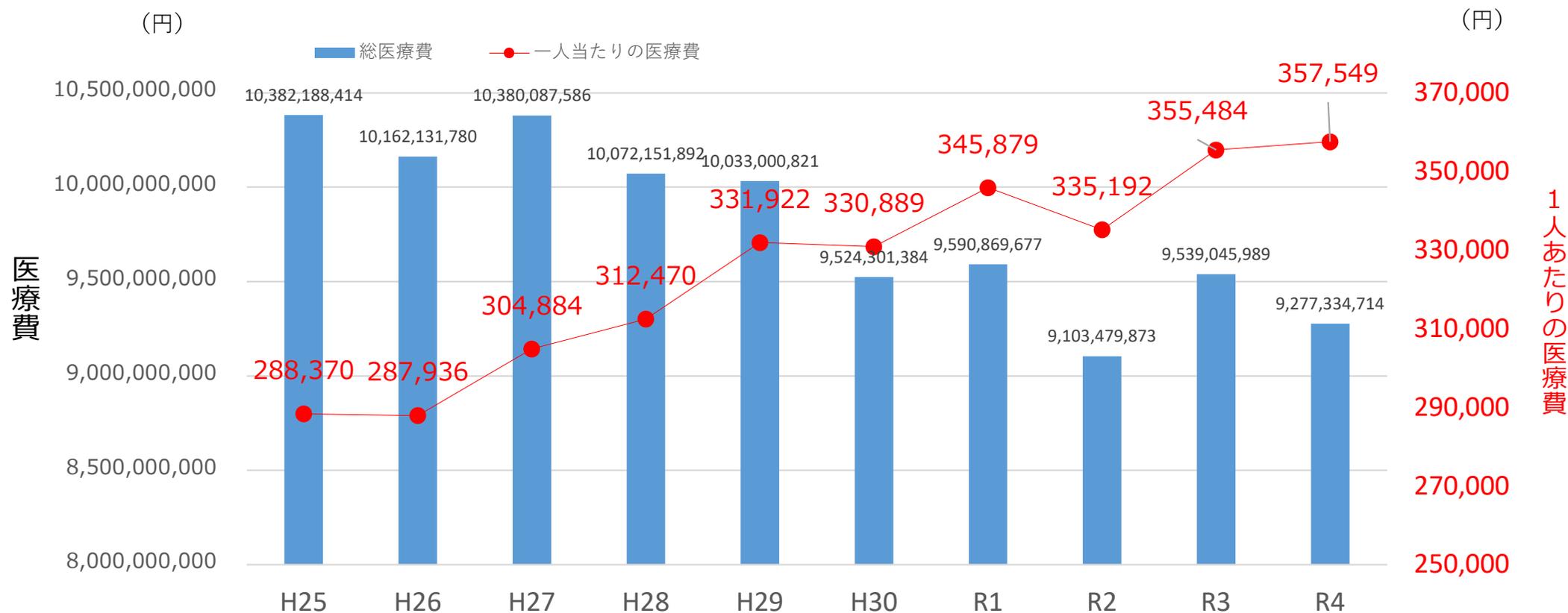
保険税率等の見直しを必要とする要因

被保険者数の減少と1人あたりの医療費の増加

(医療費の年度推移)

- ・ 総医療費は減少傾向にあるのに対して、**1人あたりの医療費は増加。**

【グラフ】 医療費及び1人あたりの医療費の年度推移



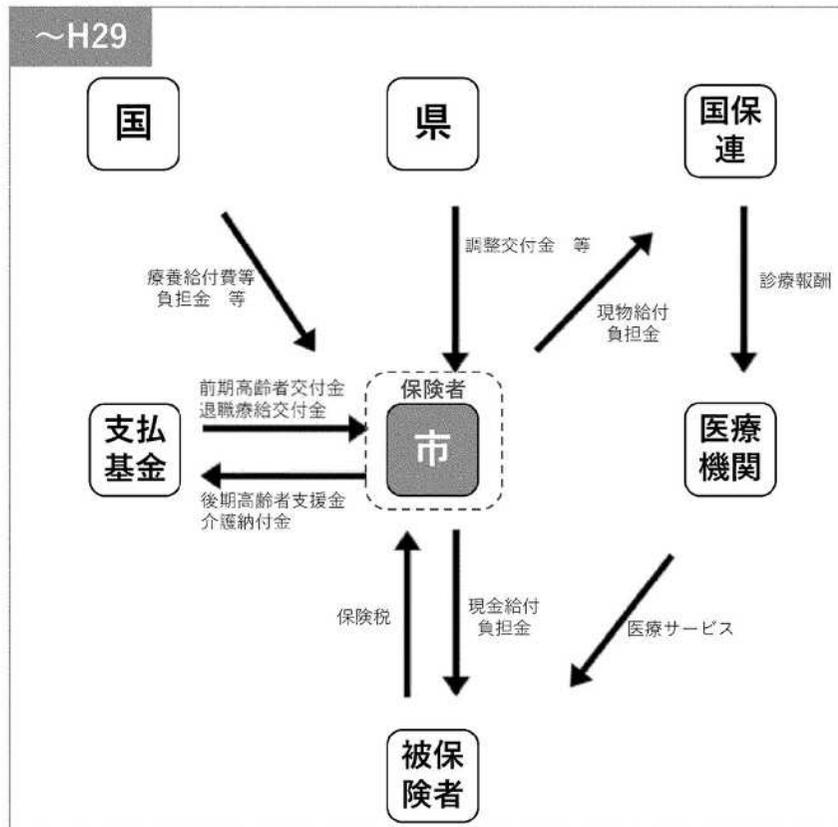
保険税率等の見直しを必要とする要因

1人あたりの国民健康保険事業費納付金の増加

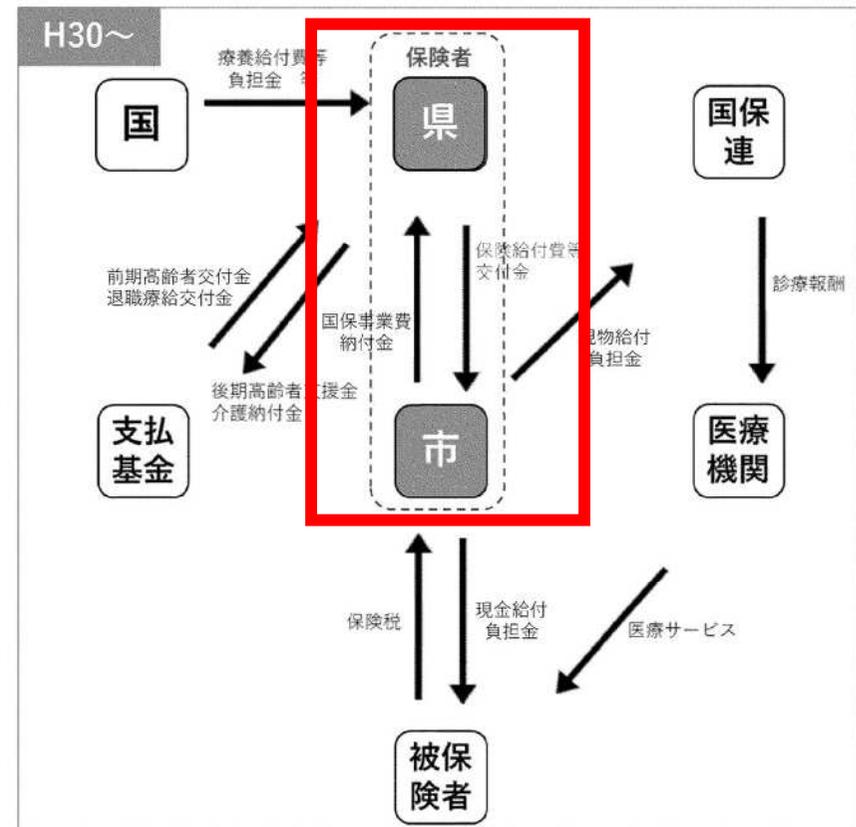
(国民健康保険事業費納付金)

・平成30年度の国保制度改革に伴い、県が財政運営の主体となり、医療費は全額県が負担し、市町村は医療費に見合った国民健康保険事業費納付金を県に納めています。

国保制度改革に伴う資金の流れの変化



現物給付負担金：被保険者が医療サービスを受けた際に保険者が医療機関に支払う負担金



現金給付負担金：被保険者が医療サービスを受けた際に保険者が被保険者に償還払いする負担金

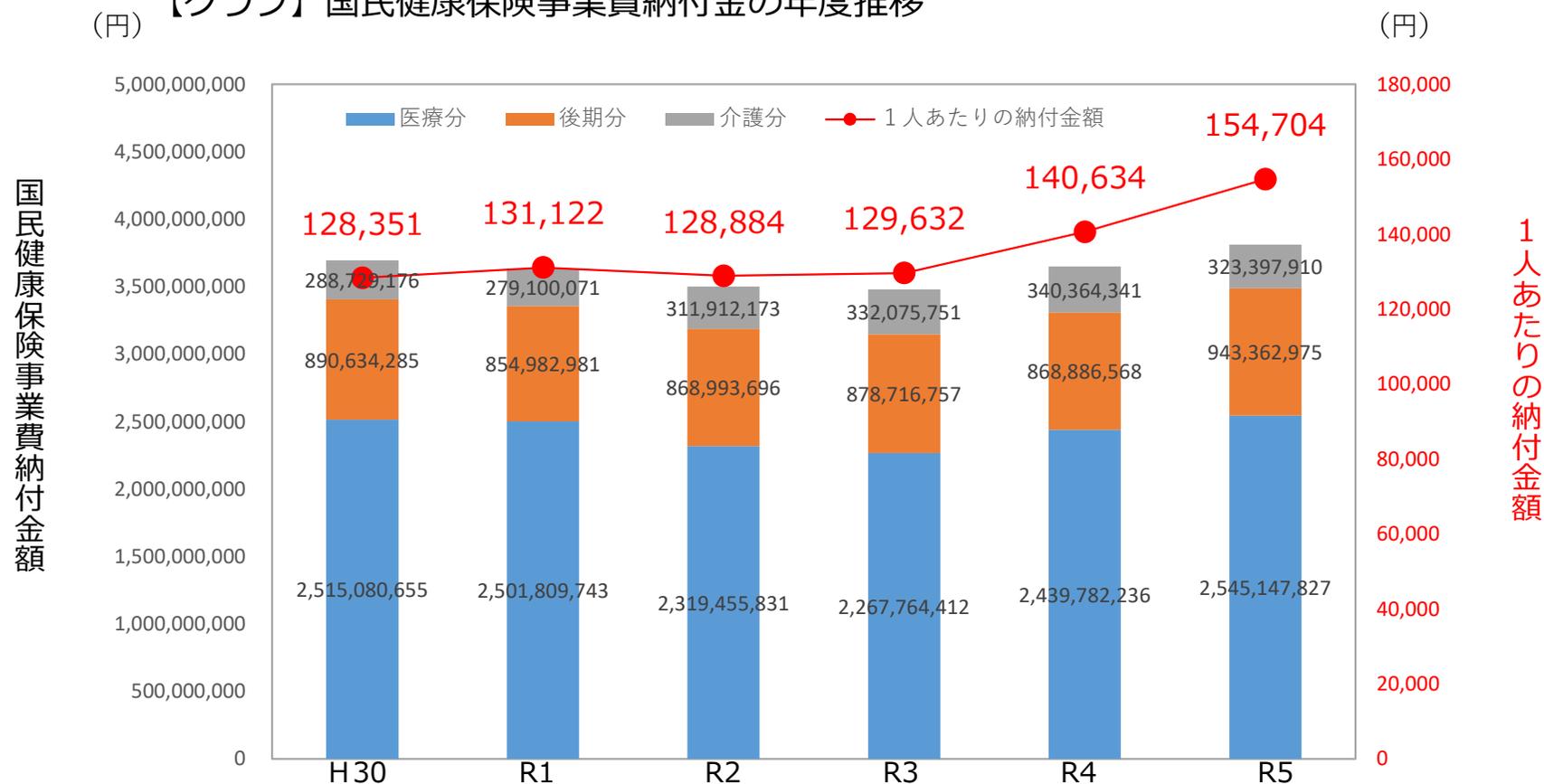
保険税率等の見直しを必要とする要因

1人あたりの国民健康保険事業費納付金の増加

(国民健康保険事業費納付金の年度推移)

・令和3年度以降、増加傾向にあります。被保険者数の減少に伴い、1人あたりの納付金額は増加。

(円) 【グラフ】 国民健康保険事業費納付金の年度推移



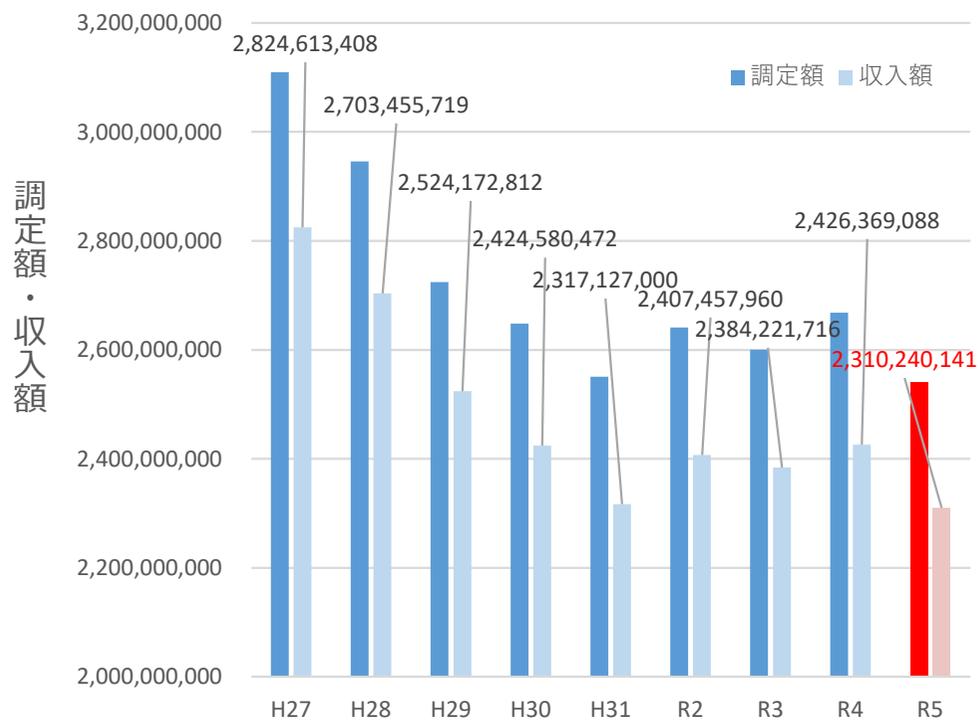
保険税率等の見直しを必要とする要因

国民健康保険税の収入減少に伴う赤字補てん等目的の法定外繰入金が増加

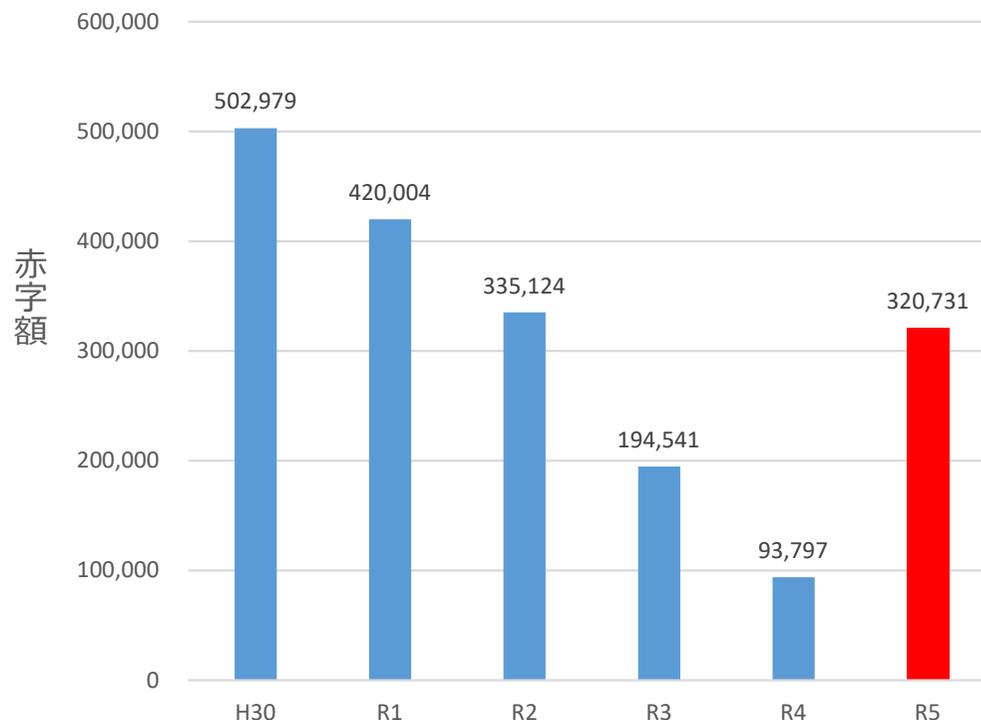
(令和5年度国民健康保険税の収入減少)

・令和5年度は、保険税収入の減少に伴い、収支不足を補てんするための決算補填等目的の法定外繰入金が増加する見込み。

【グラフ】 国民健康保険税調定額及び収入額の年度推移
(円)



【グラフ】 決算補填等目的の法定外繰入金の年度推移
(千円)

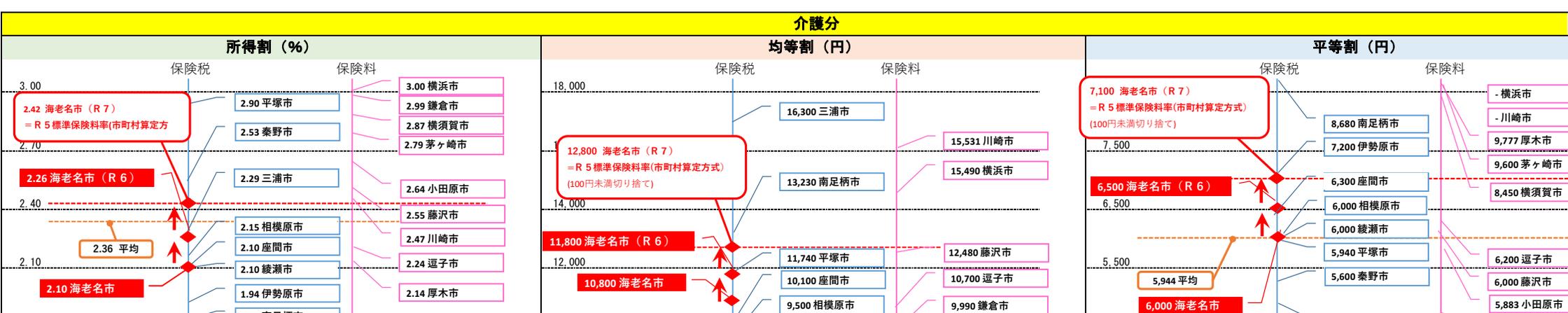
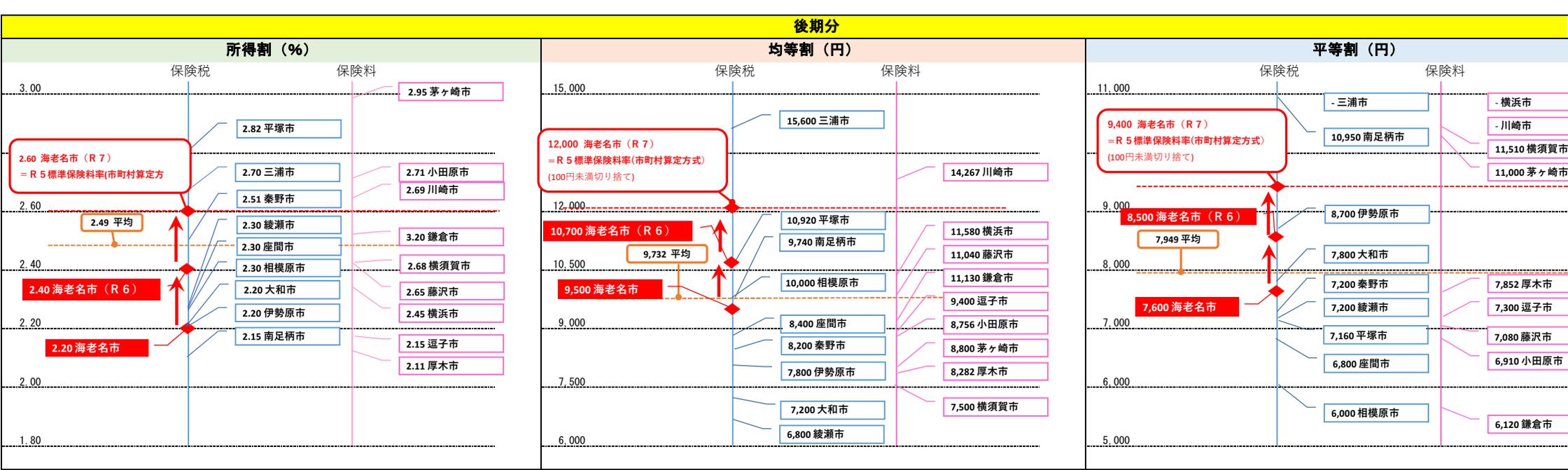
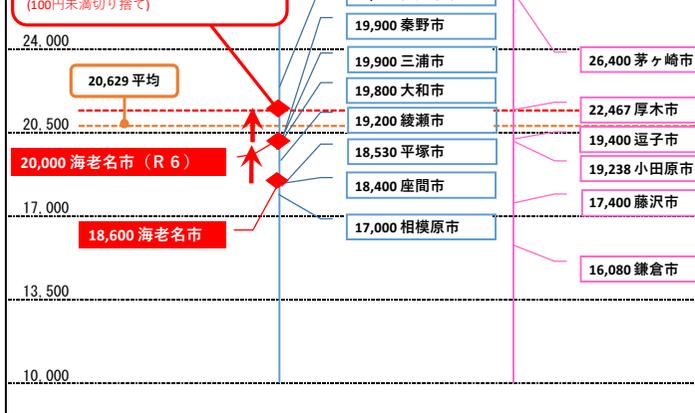
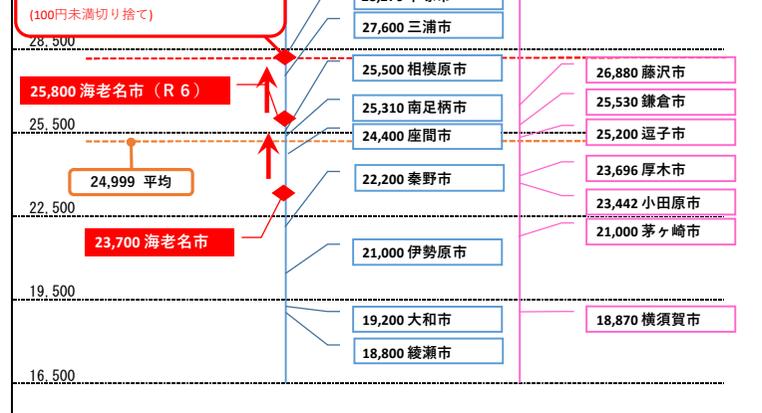
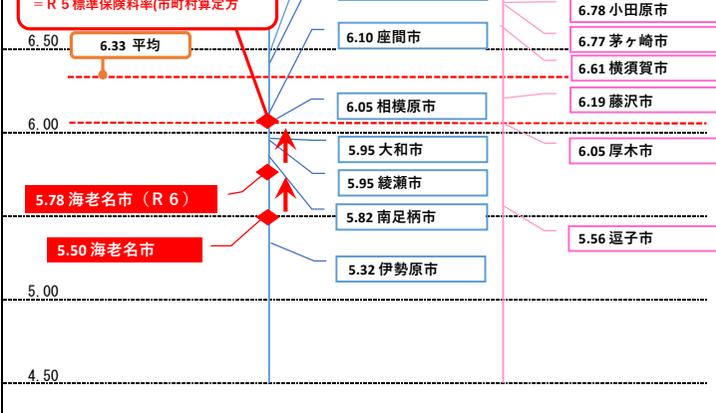


本市における国民健康保険税率等の変遷（平成20年度以降）

【資料1-3】

平成20年度以降、これまで3回の見直しを実施しており、令和2年度以降は、標準保険料率に近づける2年おきに見直しを行っている。

		H20	H21- H23	H24	H25- H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
医療分	所得割	4.33	→	5.00	→	5.50	→	→	→	5.78	6.06
	均等割	23,700	→	→	→	→	→	→	→	25,800	28,000
	平等割	18,600	→	→	→	→	→	→	→	20,000	21,500
後期分	所得割	1.61	→	1.70	→	1.90	→	2.20	→	2.40	2.60
	均等割	8,100	→	→	→	→	→	9,500	→	10,700	12,000
	平等割	6,600	→	→	→	→	→	7,600	→	8,500	9,400
介護分	所得割	1.25	→	1.42	→	1.60	→	2.10	→	2.26	2.42
	均等割	8,400	→	→	→	→	→	10,800	→	11,800	12,800
	平等割	4,500	→	→	→	→	→	6,000	→	6,500	7,100



**海老名市国民健康保険データヘルス計画
（第2期）外部評価にていただいたご意見等及び
その対応について**

令和5年12月25日

保健福祉部 国保医療課

はじめに

平成20年度以降のレセプトや特定健診のデータの電子化の普及により、各保険者で健康情報の蓄積が可能となり、課題や対策を講じることが可能となりました。

その後、平成25年6月に閣議決定された「**日本再興戦略**」において、全ての保険者に対し、「**保健事業計画（データヘルス計画）**」の策定と、それに基づく**保健事業の実施及び評価**が求められました。

これを受けて、本市では**加入者の健康増進（健康寿命の延伸）と医療費適正化**を目的とした**平成28年度にデータヘルス計画【第1期】**を策定し、現在はデータヘルス計画[第2期]において、**毎年度その実績及び取組の状況**について、**評価を行うこと**としています。

データヘルス計画とは

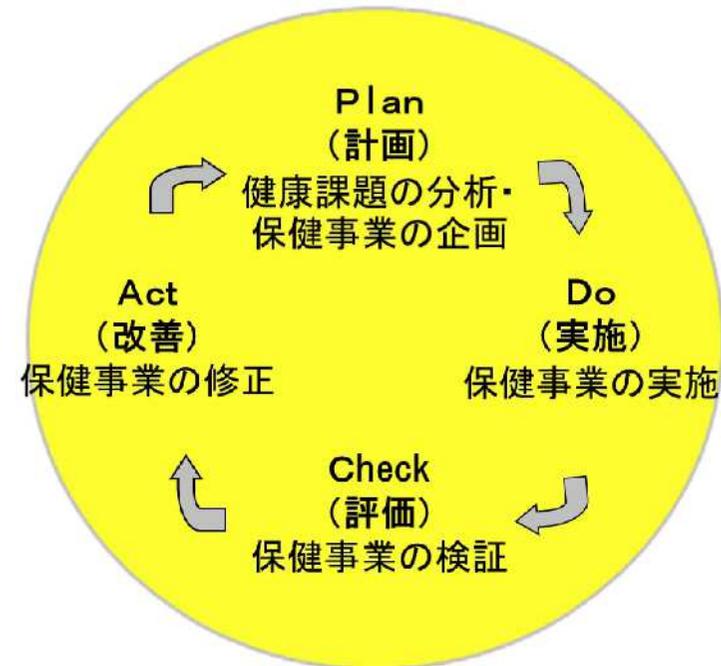
特定健診データや診療報酬明細書（レセプト）の分析に基づき、効果的かつ効率的に保健事業を推進するための事業計画。

計画期間：[第2期] 平成30年度から令和5年度までの6年間

期間	前期			後期			
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
進行管理 及び 評価	事業実施	事業実施 前年度評価	事業実施 前年度評価	事業実施 前年度評価	事業実施 前年度評価	事業実施 前年度評価	
		見直し	見直し	中間評価 見直し	見直し	見直し	上半期に 仮評価

データヘルス計画 実施計画の評価・見直し

計画の評価に当たっては、保健事業の実施と分析を行うデータヘルス計画の実施計画を中心に、特定健康診査、特定保健指導とともに、**毎年度その実績及び取組の状況**について、(※) KDBシステム等を活用しながら、**進行管理を行い、目標に対する評価**を行います。



(※) KDBシステム・・・国保データベースシステム
特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム

【参考】PDCAサイクルのイメージ

評価に当たっては、**海老名市国民健康保険運営協議会委員の協力を得て実施**し、必要に応じて随時見直すとともに、次期計画につなげていきます。

令和4年度の実施計画の評価

項目	事業名
1 特定健診 (3事業4項目)	未受診者への受診勧奨事業 継続受診対策事業 みなし特定健診事業
2 特定保健指導 (2事業4項目)	特定保健指導 早期介入保健指導事業
3 生活習慣病重症化予防事業 (3事業3項目)	糖尿病重症化予防事業 高血圧重症化対策事業 糖尿病性腎症重症化予防事業
4 重複・多剤服薬者への服薬指導事業 (1事業1項目)	重複・多剤服薬者への服薬指導事業
5 通知発送事業 (2事業2項目)	後発医薬品差額通知 医療費通知
6 関連保健事業 (健康づくり部門所管事業) (4事業4項目)	未病センター がん検診 オーラルフレイル健診 肝炎ウイルス検診

外部評価にていただいたご意見等及びその対応については、資料2-2のとおりです。

事業名		内部評価		外部評価		主な意見等	意見に対する対応
受診勧奨事業	1 現状継続	○	1 現状継続	8	【3 見直し拡大】 ・令和4年度の内部評価では受診勧奨率及び特定健診受診率ともに目標値を達成したとされています。過去3年の目標値と実績値のトレンド比較を行い、合理的な目標値(KPI)の設定と、これまでの施策と合わせ、より実績を高めるための実効性のある施策の検討をお願いします。	・前回の運営協議会でご意見を頂いた、医療関係者が健診の受診勧奨について、医師会理事会に説明し、図にリーフレットを配架しております。 ・更なる受診率の向上に向けた実効性のある施策と目については、次期データヘルス計画に反映したいと考えており	
	2 見直し継続		2 見直し継続	1			
	3 見直し拡大		3 見直し拡大	1			
	4 見直し縮小		4 見直し縮小	0			
	5 事業廃止		5 事業廃止	0			
	6 その他		6 その他	0			
事業	特定保健指導修了者のつどい事業参加者に翌年度の特定健康診査を勧奨する。	1 現状継続	○	1 現状継続	9	【5 事業廃止】 ・内部評価のあるとおり、「つどい」の目標は「達成」されており、本施策は廃止とし、「特定健診」に係る新たな実効性のある施策を検討すべき段階に来ていると思慮します。	・ご指摘のとおり、「つどい」の目標は「達成」しているためいたします。「ア 未受診者への受診勧奨事業」と合わせて検討したいと考えます。
		2 見直し継続		2 見直し継続	0		
		3 見直し拡大		3 見直し拡大	0		
		4 見直し縮小		4 見直し縮小	0		
		5 事業廃止		5 事業廃止	1		
		6 その他		6 その他	0		
	特定健診受診者に分かり易くて経年比較のできる結果票を送付する。	1 現状継続	○	1 現状継続	9		
		2 見直し継続		2 見直し継続	0		
		3 見直し拡大		3 見直し拡大	0		
		4 見直し縮小		4 見直し縮小	0		
		5 事業廃止		5 事業廃止	1		
		6 その他		6 その他	0		
	1 現状継続	○	1 現状継続	8	【2 見直し継続】 ・対象者が少なく、全体からすると効果が薄いため、必ずしも継続の必要はないのではないか。このリソースを他項目に振り分けても良いように思う。 【3 見直し拡大】 ・特定健診事業における内部評価結果と今後の方向性から「現状維持」としますが、現状の施策に留まらず、受診率の更なる向上を図るための具体的な施策を検討願います。	・「ア 未受診者への受診勧奨事業」と合わせて施策を検討したいと考えます。	
	2 見直し継続		2 見直し継続	1			
	3 見直し拡大		3 見直し拡大	1			
	4 見直し縮小		4 見直し縮小	0			
	5 事業廃止		5 事業廃止	0			
	6 その他		6 その他	0			
特定保健指導 特定保健指導基準該当者に利用勧奨を行う。	1 現状継続		1 現状継続	0	【2 見直し継続】 ・本事業の目的である生活習慣病の発症や重症化を予防すること(長期目標)及び特定健診指導実施率の向上を図ること(短期目標)は重要であるものの、ア、イ各々の事業でKPI、効果測定方法の見直しをお願いします。 ・電子申請の活用は良いと思う。	・第3期データヘルス計画では、神奈川県から示された目標値、評価指標、目標値の設定を検討したいと考えます。	
	2 見直し継続	○	2 見直し継続	10			
	3 見直し拡大		3 見直し拡大	0			
	4 見直し縮小		4 見直し縮小	0			
	5 事業廃止		5 事業廃止	0			
	6 その他		6 その他	0			
特定保健指導勧奨通知送付者のうち、勧奨後、一定期間経過した者に対して、優先順位を付けて再度の利用勧奨を行う。	1 現状継続		1 現状継続	0			
	2 見直し継続	○	2 見直し継続	10			
	3 見直し拡大		3 見直し拡大	0			
	4 見直し縮小		4 見直し縮小	0			
	5 事業廃止		5 事業廃止	0			
	6 その他		6 その他	0			
集客効果の高いイベントや教室を実施する。	1 現状継続		1 現状継続	0	【2 見直し継続】 ・イベントとしてベジチェック測定などを行った際は、結果による留意点などを教えてほしいです。	・皮膚のカロテノイド量を測定し、野菜摂取量を推定し、野菜摂取レベルを12段階に分けて見える化し、7から8が350gの野菜摂取量に相当します。7より低ければ、野菜	
	2 見直し継続	○	2 見直し継続	9			
	3 見直し拡大		3 見直し拡大	0			

	4 見直し縮小		4 見直し縮小	0	【5 事業廃止】 ・手段の見直しで効果が出ない場合は、計画から見直しを行った方が良いと思う。	
	5 事業廃止		5 事業廃止	1		
	6 その他		6 その他	0		
予防事業	1 現状継続	○	1 現状継続	9	【3 見直し拡大】 ・本事業の目的は「生活習慣病の発症や重症化を予防すること」であり、その手段として各事業があるものと理解しています。現行の実施体制は医科主体となっていますが、歯科における口腔内の健全性が生活習慣病の発生や重症化予防に大きく寄与することからも事業概要含め、「見直し拡大」の方向で検討をお願いします。	・本市においては、市民を対象とした口腔がん検診、成検診、オーラルフレイル健診を実施しており、歯科におけるの健全性が生活習慣病の発生や重症化予防につながる考えておりますので、国民健康保険の中での実施は必いものと考えております。
	2 見直し継続		2 見直し継続	0		
	3 見直し拡大		3 見直し拡大	1		
	4 見直し縮小		4 見直し縮小	0		
	5 事業廃止		5 事業廃止	0		
	6 その他		6 その他	0		
対策事業	1 現状継続	○	1 現状継続	9		
	2 見直し継続		2 見直し継続	0		
	3 見直し拡大		3 見直し拡大	1		
	4 見直し縮小		4 見直し縮小	0		
	5 事業廃止		5 事業廃止	0		
	6 その他		6 その他	0		
重症化予防事業	1 現状継続	○	1 現状継続	9		
	2 見直し継続		2 見直し継続	0		
	3 見直し拡大		3 見直し拡大	1		
	4 見直し縮小		4 見直し縮小	0		
	5 事業廃止		5 事業廃止	0		
	6 その他		6 その他	0		
患者への服薬指導事業	1 現状継続		1 現状継続	0	【2 見直し継続】 ・受診や調剤時での「くすりの手帳」の携帯を推奨し現場での重複服用の改善につなげるとともに、目標値を見直し、事業継続とする。 ・重複処方により転売などの可能性もあり、また多剤服用は体に害を及ぼす危険もあると思うので、十分な指導・改善を望みます。 【3 見直し拡大】 ・KPI指標のサンプル数(対象者)そのものが内部評価に値しないと思慮します。	・ご指摘のとおり、対象者数も合わせて、薬剤師会に連携しながら進めて参ります。
	2 見直し継続	○	2 見直し継続	9		
	3 見直し拡大		3 見直し拡大	1		
	4 見直し縮小		4 見直し縮小	0		
	5 事業廃止		5 事業廃止	0		
	6 その他		6 その他	0		
(ジェネリック医薬品)差額通知	1 現状継続	○	1 現状継続	9	【1 現状継続】 ・数年来、現場では深刻な薬不足が続いており、中でもジェネリック薬品は、メーカーからの供給が滞っており、患者希望でのジェネリック薬品での調剤ができない例も多く発生しているが、方向性としては現状継続とする。 【5 事業廃止】 ・本事業の目的は「医療費の削減」であり、事業概要は手段というよりも、単なる「事務手続き」に過ぎないと思慮します。事業目的と照らし合わせ、合理的かつ有効的な事業概要を検討願います。	・ジェネリック医薬品の普及率については、国で目標値をる経過があるため、「現状継続」として取り組みを進めて
	2 見直し継続		2 見直し継続	0		
	3 見直し拡大		3 見直し拡大	0		
	4 見直し縮小		4 見直し縮小	0		
	5 事業廃止		5 事業廃止	1		
	6 その他		6 その他	0		
	1 現状継続	○	1 現状継続	8	【1 現状継続】 ・確定申告の際に、大変役立ちます。 【2 見直し継続】 ・効果が見えにくい。	・医療費通知は、健康に対する意識、国民健康保険の知識を深め、医療費の削減を目的として実施していま
	2 見直し継続		2 見直し継続	1		
	3 見直し拡大		3 見直し拡大	0		

	4 見直し縮小		4 見直し縮小	0	ま。今後、市民への認知度向上とともに利用者数の増加が期待できます。	
	5 事業廃止		5 事業廃止	0		
	6 その他		6 その他	0		
	1 現状継続	○	1 現状継続	9	【3 見直し拡大】 ・口腔がん検診は他のがん検診と比較して受診率が低いことが課題と思慮します。歯科医師会会員診療所での周知を強化することで受診率向上を図ることが可能と考えます。	・現在、特定健診の受診券送付と合わせて、口腔がん検診について周知を図っており、今後も継続していきます。
	2 見直し継続		2 見直し継続	0		
	3 見直し拡大		3 見直し拡大	1		
	4 見直し縮小		4 見直し縮小	0		
	5 事業廃止		5 事業廃止	0		
	6 その他		6 その他	0		
健診	1 現状継続	○	1 現状継続	9	【3 見直し拡大】 ・令和5年度より成人歯科検診が再開されました。その利用者数もモニタリング指標に加えることをご検討いただきたいところで	・ご意見のとおり、モニタリング指標に加えることとします。
	2 見直し継続		2 見直し継続	0		
	3 見直し拡大		3 見直し拡大	1		
	4 見直し縮小		4 見直し縮小	0		
	5 事業廃止		5 事業廃止	0		
	6 その他		6 その他	0		
診	1 現状継続	○	1 現状継続	10	【1 現状維持】 ・肝炎ウイルス検診は1市民が1回の検査実施であれば、毎年の受診者が横ばいでも累積の受診者数が増加することになります。「現状維持」の方針で良いと思慮します。	・ご意見として承ります。
	2 見直し継続		2 見直し継続	0		
	3 見直し拡大		3 見直し拡大	0		
	4 見直し縮小		4 見直し縮小	0		
	5 事業廃止		5 事業廃止	0		
	6 その他		6 その他	0		

海老名市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正理由

令和5年5月19日に「全世代型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、国民健康保険法の一部改正により、退職被保険者等の経過措置等に係る規定が削除されるとともに、本市の条例においても所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 海老名市国民健康保険条例

退職被保険者とは国民健康保険の加入者のうち、65歳未満の被用者年金受給者及びその扶養家族のことで、平成26年度に退職者医療制度は廃止されましたが、現在、国民健康保険法の附則で経過措置が規定されています。

近年、対象者（航空自衛官など全国に10人程度しかいない）の減少に伴い、退職被保険者等の経過措置等に係る規定が削除されることから、本条例において規定から削除するとともに、法の定義が必要なため、第8条に追加するものです。

条数・見出し	新	旧
第3条の2 (退職被保険者の被扶養者)	(削除)	国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）附則第6条第2項各号に規定する主としてその者により生計を維持する被扶養者
第8条 (療養の給付を受ける場合の一部負担金)	国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項第4号	法第42条第1項第4号

参考 国民健康保険の加入状況（年度末時点）

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般被保険者	27,178	26,992	26,307	25,170
退職被保険者	0	0	0	0
合計	27,178	26,992	26,307	25,170

4 今後のスケジュール

- 令和5年10月16日・24日 庁議（政策会議・最高経営会議）
- 令和5年12月6日 第4回海老名市議会定例会上程
- 令和6年4月1日 海老名市国民健康保険条例施行

新	旧
<p>海老名市国民健康保険条例</p> <p>第1条から第3条 (略)</p> <p>()</p> <p><u>第3条の2 (削除)</u></p> <hr/> <p>(1)</p> <hr/> <p>(2)</p> <hr/> <p>第4条から第7条 (略)</p> <p>(療養の給付を受ける場合の一部負担金)</p> <p>第8条 保健医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</p>	<p>海老名市国民健康保険条例</p> <p>第1条から第3条 (略)</p> <p><u>(退職被保険者の被扶養者)</u></p> <p><u>第3条の2 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)附則第6条第2項各号に規定する主としてその者により生計を維持する被扶養者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p><u>(1) 被扶養者の年間収入が1,300,000円未満(被扶養者が60歳以上の者又は厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に規定する障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者にあつては、1,800,000円未満)であつて、かつ当該被扶養者に係る退職被保険者の年間収入の2分の1未満である者</u></p> <p><u>(2) 前号に準ずると市長が認める者</u></p> <p>第4条から第7条 (略)</p> <p>(療養の給付を受ける場合の一部負担金)</p> <p>第8条 保健医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。</p>

(1) から (3) (略)

(4) 国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。) 第 42 条

第 1 項第 4 号の規定が適用される者である場合 10 分の 3

(1) から (3) (略)

(4) 法 第 42 条

第 1 項第 4 号の規定が適用される者である場合 10 分の 3

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について

1 改正理由

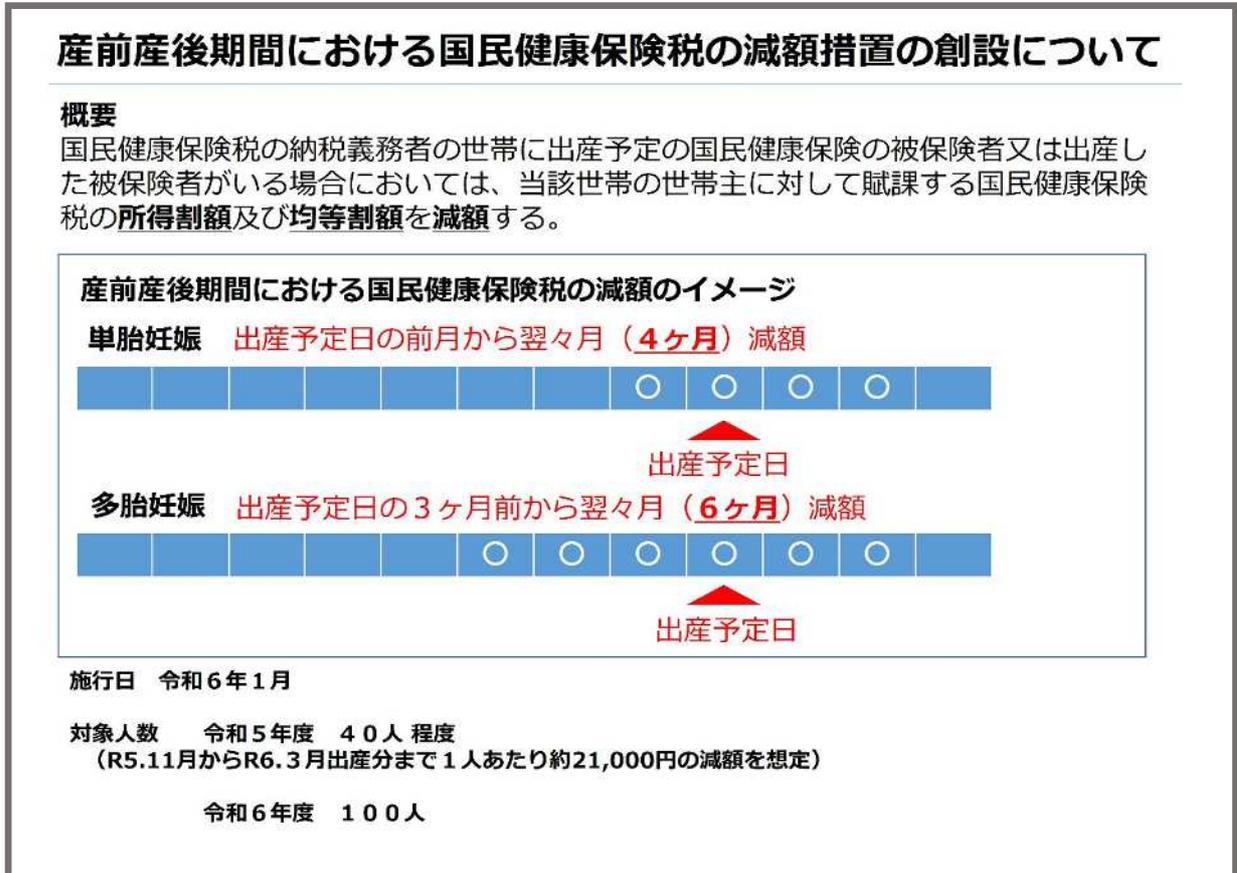
令和5年5月19日に「全世代型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、地方税法の一部改正により産前産後期間における国民健康保険税の減額措置が創設されるため、本市の条例においても所要の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 海老名市国民健康保険税賦課徴収条例

国民健康保険税の納税義務者に出産予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者がいる場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険税の所得割額及び均等割額を減額するものです。(出産予定日・出産日の前月(多胎妊娠は3ヶ月前)から出産予定日・出産日の翌々月までの4ヶ月間(多胎妊娠は6ヶ月間)死産、流産、早産も対象)なお、当該減額措置に伴う減収は、国1/2、県1/4、市1/4ずつ財政負担いたします。

(図)産前産後期間における国民健康保険税の減額 イメージ図



条数・見出し	新	旧
第24条第3項 (国民健康保険 税の減額)	産前産後期間相当分の 所得割及び均等割保険 税を減額	(新設)
第27条の3 (出 産被保険者に係 る届出)	産前産後期間の減額に 係る届出	(新設)

3 新旧対照表

別添のとおり

4 今後のスケジュール

令和5年10月16日、24日

庁議 (政策会議・最高経営会議)

令和5年12月22日

第4回海老名市議会定例会上程

令和6年1月1日

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例施行

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和31年条例第29号）新旧対照表

新	旧
<p>海老名市国民健康保険税賦課徴収条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年3月27日 条例第29号</p> <p>海老名市国民健康保険税賦課徴収条例</p> <p>第1条～第23条（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれ当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合においては、その額）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれ当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合においては、その額）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれ当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合においては、その額）の合算額とする。</p> <p>（1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第56条の89第2項第2号イに規定する世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）一人について 16,590円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,020円</p> <p>（イ） 特定世帯 6,510円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 9,765円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,</p>	<p>海老名市国民健康保険税賦課徴収条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年3月27日 条例第29号</p> <p>海老名市国民健康保険税賦課徴収条例</p> <p>第1条～第23条（略）</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれ当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合においては、その額）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれ当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合においては、その額）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれ当該各号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合においては、その額）の合算額とする。</p> <p>（1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第56条の89第2項第2号イに規定する世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）一人について 16,590円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,020円</p> <p>（イ） 特定世帯 6,510円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 9,765円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,</p>

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和31年条例第29号）新旧対照表

新	旧
<p>650円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,320円</p> <p>（イ） 特定世帯 2,660円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 3,990円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,560円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,200円</p> <p>（2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、政令第56条の89第2項第2号ロに規定する世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 11,850円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,300円</p> <p>（イ） 特定世帯 4,650円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 6,975円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,750円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円</p> <p>（イ） 特定世帯 1,900円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 2,850円</p>	<p>650円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,320円</p> <p>（イ） 特定世帯 2,660円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 3,990円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,560円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,200円</p> <p>（2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、政令第56条の89第2項第2号ロに規定する世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 11,850円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,300円</p> <p>（イ） 特定世帯 4,650円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 6,975円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,750円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円</p> <p>（イ） 特定世帯 1,900円</p> <p>（ウ） 特定継続世帯 2,850円</p>

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和31年条例第29号）新旧対照表

新	旧
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,400円</p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,400円</p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,000円 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、政令第56条の89第2項第2号ハに規定する世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,000円 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、政令第56条の89第2項第2号ハに規定する世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,740円</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,740円</p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,720円 (イ) 特定世帯 1,860円 (ウ) 特定継続世帯 2,790円</p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,720円 (イ) 特定世帯 1,860円 (ウ) 特定継続世帯 2,790円</p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,900円</p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,900円</p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,520円 (イ) 特定世帯 760円 (ウ) 特定継続世帯 1,140円</p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,520円 (イ) 特定世帯 760円 (ウ) 特定継続世帯 1,140円</p>
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,160円</p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,160円</p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,200円</p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,200円</p>
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この条において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者</p>	<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この条において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者</p>

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和31年条例第29号）新旧対照表

新	旧
<p>の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,555円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,925円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,480円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,850円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,425円</p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,375円</p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,800円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,750円</p>	<p>の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,555円</p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,925円</p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,480円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,850円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,425円</p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,375円</p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,800円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,750円</p>
<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に政令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の</p>	<p>(新設)</p>

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和31年条例第29号）新旧対照表

新	旧
<p><u>翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち、当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>第24条の2～第27条の2 （略）</p> <p><u>（出産被保険者に係る届出）</u></p> <p><u>第27条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定</u></p>	<p>第24条の2～第27条の2 （略）</p> <p>（新設）</p>

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和31年条例第29号）新旧対照表

新	旧
<p><u>の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p> <p>第28条・第29条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 (略)</p>	<p>第28条・第29条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、

なお従前の例による。